

名古屋市立大学大学院学則

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 専攻（第6条）

第3章 学生定員（第7条）

第4章 修学（第8条—第10条）

第5章 教育方法等（第10条の2—第11条の3）

第6章 課程修了の認定（第12条—第15条）

第7章 学位（第16条—第18条）

第8章 入学及び進学、休学、転学、退学、除籍並びに専攻の変更（第19条—第30条）

第9章 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、大学院研究生、委託研修生、外国人学生及び外国人研究生（第31条—第37条）

第10章 入学検定料、進学検定料、入学料、授業料及び学位審査料（第38条—第48条）

第11章 賞罰（第49条）

第12章 補則（第50条）

附則

（一部改正 平成20年学則第2号、令和2年学則第2号、令和6年学則6号）

第1章 総則

（目的）

第1条 名古屋市立大学大学院（以下「大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

（組織）

第2条 大学院に、次の研究科を置く。

医学研究科

薬学研究科

経済学研究科

人間文化研究科

芸術工学研究科

理学研究科

看護学研究科

データサイエンス研究科

(一部改正 令和元年学則第2号、令和6年学則6号)

(研究科の課程)

第3条 医学研究科に博士課程及び修士課程を、薬学研究科、経済学研究科、人間文化研究科、芸術工学研究科、理学研究科及び看護学研究科（以下「他研究科」という。）に博士課程を、データサイエンス研究科に修士課程を置く。

2 博士課程（医学研究科の博士課程及び薬学研究科の博士課程医療機能薬学専攻を除く。）は、これを前期課程及び後期課程に区分し、前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

3 医学研究科の修士課程、他研究科の前期課程及びデータサイエンス研究科の修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うものとする。

4 他研究科の後期課程、薬学研究科の博士課程医療機能薬学専攻及び医学研究科の博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及び基礎となる豊かな学識を養うものとする。

(一部改正 平成19年学則第4号、平成20年学則第2号、平成23年学則第8号、令和元年学則第2号、令和6年学則第6号)

(研究科長)

第4条 研究科に研究科長を置き、各研究科の教授の職にある者をもって充てる。

(一部改正 平成31年学則第2号)

(教授会)

第5条 研究科に教授会を置く。

2 教授会の組織及び運営に関しては、規程で定める。

第2章 専攻

(構成)

第6条 研究科に次の専攻を置く。

(1) 医学研究科

医科学専攻

生体機能・構造医学専攻

生体情報・機能制御医学専攻

生体防御・総合医学専攻

予防・社会医学専攻

(2) 薬学研究科

創薬生命科学専攻

共同ナノメディシン科学専攻

医療機能薬学専攻

(3) 経済学研究科

経済学専攻

経営学専攻

(4) 人間文化研究科

人間文化専攻

(5) 芸術工学研究科

芸術工学専攻

(6) 理学研究科

理学情報専攻

(7) 看護学研究科

看護学専攻

(8) データサイエンス研究科

データサイエンス専攻

(一部改正 平成19年学則第4号、平成20年学則第2号、平成24年学則第3号、平成26年学則第3号、令和元年学則第2号、令和6年学則第6号)

第3章 学生定員

(学生定員)

第7条 大学院の学生定員は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	課程	専攻	入学 定員	収容 定員
医学研究科	修士課程	医科学専攻	20	40
	博士課程	生体機能・構造医学専攻	32	128
		生体情報・機能制御医学専攻	28	112
		生体防御・総合医学専攻	32	128
		予防・社会医学専攻	8	32
薬学研究科	前期課程	創薬生命科学専攻	47	94
	後期課程	創薬生命科学専攻	8	24
		共同ナノメディシン科学専攻	4	12
	博士課程	医療機能薬学専攻	10	40
経済学研究科	前期課程	経済学専攻	20	40
	後期課程	経済学専攻	3	9
	前期課程	経営学専攻	20	40
	後期課程	経営学専攻	2	6
人間文化研究科	前期課程	人間文化専攻	45	90
	後期課程	人間文化専攻	5	15
芸術工学研究科	前期課程	芸術工学専攻	30	60
	後期課程	芸術工学専攻	5	15
理学研究科	前期課程	理学情報専攻	25	50
	後期課程	理学情報専攻	7	21
看護学研究科	前期課程	看護学専攻	24	48
	後期課程	看護学専攻	5	15
データサイエンス研究科	修士課程	データサイエンス専攻	15	30

(一部改正)

平成19年学則第4号、平成20年学則第2号、平成21年学則第5号、平成23年学

則第7号及び第8号、平成24年学則第3号、平成26年学則第3号、平成27年学則第2号、平成29年学則第1号、平成29年学則第2号、令和元年学則第2号、令和2年学則第2号、令和3年学則第1号、令和4年学則第6号、令和5年学則第3号、令和6年学則第2号、令和6年学則第6号、令和7年学則第3号)

第4章 修学

(標準修業年限)

第8条 学生の標準修業年限は、医学研究科にあっては修士課程は2年、博士課程は4年、他研究科（薬学研究科の博士課程医療機能薬学専攻を除く。）にあっては5年（前期課程2年及び後期課程3年とする。）、薬学研究科の博士課程医療機能薬学専攻にあっては4年、データサイエンス研究科の修士課程にあっては2年とする。

(一部改正 平成19年学則

第4号、平成20年学則第2号、平成23年学則第8号、令和6年学則第6号)

(在学年数)

第9条 学生の在学期間は、医学研究科にあっては修士課程は4年、博士課程は8年、他研究科の前期課程にあっては4年、後期課程は5年、薬学研究科の博士課程医療機能薬学専攻にあっては8年、データサイエンス研究科の修士課程にあっては4年を超えることができない。

(一部改正 平成19年

学則第4号、平成20年学則第2号、平成23年学則第8号、令和6年学則第6号)

(学年、学期及び休業日)

第10条 学年、学期及び休業日については、名古屋市立大学学則（平成18年名古屋市立大学学則第1号。以下「大学学則」という。）の規定を準用する。

第5章 教育方法等

(教育研究上の目的)

第10条の2 研究科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、別に定める。

(この条追加 令和2年学則第2号)

(教育方法、授業の方法及び大学院履修規程)

第11条 大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う。

3 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

4 第2項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

5 前3項に定めるもののほか、授業の方法に関し必要な事項は、別に定める。

6 研究科の専攻別授業科目、単位数、単位の計算方法及び履修方法については、大学院履修規程で定める。

7 前項の大学院履修規程は、教授会の議を経て、学長が定める。

(一部改正 平成18年学

則第4号、平成27年学則第2号、令和2年学則第2号、令和5年学則第2号)

(長期履修)

第11条の2 研究科は、学生が、職業を有している等の事情により、第8条に定める修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、第8条の規定にかかわらず、同条に定める年数を超えて、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に定める一定の期間とは、医学研究科にあつては修士課程は4年、博士課程は6年、他研究科の前期課程にあつては4年、後期課程は5年、薬学研究科の博士課程医療機能薬学専攻にあつては6年、データサイエンス研究科の修士課程にあつては4年を超えることはできない。

3 第1項の規定の適用を受けた学生の在学期間は、第9条の規定にかかわらず、医学研究科にあつては修士課程は6年、博士課程は10年、他研究科の前期課程にあつては6年、後期課程は7年、薬学研究科の博士課程医療機能薬学専攻にあつては10年、データサイエンス研究科の修士課程にあつては6年

を超えることができない。

- 4 この学則に定めるもののほか、第1項に定める履修に関する事項は、前条第6項の大学院履修規程で定める。

(一部改正 平成18年学則第4号、平成19年学則第4号、平成20年学則第2号、平成23年学則第8号、令和6年学則第6号)
(教育方法の特例)

第11条の3 第2条に規定する研究科において教育上特別の必要がある場合には、夜間その他特定の時間又は時期において、授業又は研究指導等により教育を行うことができる。

(この条追加 令和6年学則第6号)

第6章 課程修了の認定

(単位修得の認定)

第12条 各授業科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告等により担当する教授、准教授、講師又は助教が行うものとする。ただし、病気その他やむを得ない事由により試験を受けることができなかった者は、追試験を受けることができる。

(一部改正 平成18年学則第4号)

(成績の評価)

第13条 各授業科目の成績は、合格、不合格の2種類とする。ただし、不合格の授業科目については、事情により再試験を受けることができる。

(学位論文及び最終試験)

第14条 研究科所定の在学期間中に、所定の授業科目の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、学位論文を提出し、かつ、最終試験を受けることができる。

- 2 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連する科目について行うものとする。

- 3 学位論文の審査及び最終試験は、教授会において選出された審査委員により行い、可否は、審査委員の報告に基づき、教授会の議を経て、研究科長が認定する。

(一部改正 平成27年学則第2号)

(課程修了の要件)

第15条 医学研究科の修士課程、他研究科の前期課程及びデータサイエンス研究科の修士課程の修了要件は、所定の修業期間在学して、授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、学位論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、教授会の議を経て、研究科長が優れた業績を上げた者と特に認めた場合に限り、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 医学研究科の博士課程、他研究科の後期課程及び薬学研究科の博士課程医療機能薬学専攻の修了要件は、所定の修業期間在学して、授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、教授会の議を経て、研究科長が優れた研究業績を上げた者と特に認めた場合に限り、1年（医学研究科の博士課程及び薬学研究科の博士課程医療機能薬学専攻にあつては3年）以上在学すれば足りるものとする。

3 前項ただし書の規定にかかわらず、第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は前期課程を修了した者（他の大学の大学院で、同項ただし書の規定に相当する在学期間をもって当該課程を修了した者を含む。）の後期課程の修了要件のうち、優れた研究業績を上げた者の在学期間に関しては、教授会の議を経て、研究科長が特に認めた場合に限り、当該課程に修士課程又は前期課程における在学期間を含めて3年以上在学すれば足りるものとする。

(一部改正 平成19年学則第4号、平成20年学則第2号、平成23年学則第4号及び第8号、平成27年学則第2号、令和6年学則第6号)

第7章 学位

(学位授与)

第16条 医学研究科の修士課程、他研究科の前期課程又はデータサイエンス研究科の修士課程を修了した者には修士の学位を、研究科の博士課程を修了し

た者には博士の学位を授与する。

(一

部改正 平成19年学則第4号、平成20年学則第2号、令和6年学則第6号)

(論文博士)

第17条 博士の学位は、前条に定める者のほか、所定の期間研究に従事した後、提出された論文が、同条の規定により博士の学位を授与される者の学位論文と同等以上の内容を有し、かつ、専攻学術に関し同様に広い学識を有することが試問により認定された者にも授与する。

2 前項の学力認定の試問は、口答及び筆答試験とし、外国語は、原則として2種類を課する。

(学位規程)

第18条 前2条に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、学長が定める。

第8章 入学及び進学、休学、転学、退学、除籍並びに専攻の変更

(入学及び進学の時期)

第19条 入学及び進学（大学院の研究科の前期課程又は修士課程を修了して引き続き後期課程、医学研究科の博士課程又は薬学研究科の博士課程医療機能薬学専攻へ進むことをいう。以下同じ。）の時期は、毎学年の始めとする。ただし、研究科において必要があるときは学期の始めにも入学させることができる。

(一部改正

平成21年学則第7号、平成23年学則第5号及び第8号、平成26年学則第2号)

(医学研究科の入学及び進学の資格)

第20条 医学研究科の修士課程に入学することのできる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第102条第1項本文及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第155条第1項の規定により、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(4) の 2 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(4) の 2 の 2 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(4) の 3 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、医学研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めた者

(7) 医学研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

2 医学研究科の博士課程に入学又は進学することのできる者は、法第102条第1項本文及び施行規則第155条第1項の規定により、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程（薬学及び獣医学にあつては、修業年限が6年の課程に限る。）を修了し、大学を卒業した者

(2) 外国において、学校教育における18年の課程（医学、歯学、薬学又は獣

医学を履修する課程を含むものに限る。) を修了した者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。) を修了した者

(3) の 2 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。) を修了したとされるものに限る。) を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(3) の 3 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。) において、修業年限が5年以上である課程(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。) を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。) により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(4) 文部科学大臣の指定した者

(5) 大学(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。) に4年以上在学し、又は外国において学校教育における16年の課程(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。) を修了し、医学研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めた者

(6) 医学研究科において、個別の入学資格審査により、第1号に定める者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(一部改正)

平成19年学則第3号及び第4号、平成20年学則第2号及び第3号、平成21年学則第7号、平成23年学則第8号、平成24年学則第1号、平成28年学則第1号)

(薬学研究科の博士課程の入学及び進学の資格)

第20条の2 薬学研究科の博士課程医療機能薬学専攻に入学又は進学すること

のできる者は、法第 102 条第 1 項本文及び施行規則第 155 条第 1 項の規定により、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程（薬学又は獣医学にあつては、修業年限が 6 年の課程に限る。）を修了し、大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における 18 年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 18 年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 18 年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (4) の 2 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 5 年以上である課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）に 4 年以上在学し、又は外国において学校教育における 16 年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了し、薬学研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めた者
- (7) 薬学研究科において、個別の入学資格審査により、第 1 号に定める者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達したもの

(一部改正 平成23年学則第 8 号、平成24年学則第 1 号、平成28年学則第 1 号)

(他研究科の入学及び進学資格)

第21条 他研究科の前期課程に入学することのできる者は、法第 102 条第 1 項本文及び施行規則第 155 条第 1 項の規定により、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) の 2 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (4) の 2 の 2 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (4) の 3 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学に 3 年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、当該研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めた者

(7) 当該研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

2 他研究科の後期課程に入学又は進学することのできる者は、法第 102 条第 1 項ただし書及び施行規則第 156 条の規定により、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 修士の学位を有する者

(2) 外国において、修士の学位又はこれに相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(3) の 2 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(3) の 3 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第 1 条第 2 項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(3) の 4 外国の学校、第 3 号の 2 に規定する教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修した者であって、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められたもの

(4) 文部科学大臣の指定した者

(5) 当該研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

（一部改正 平成19年学則第 3 号、平成20年学則第 2 号及び第 3 号、平成23年学則第 4 号、平成24年学則第 1 号、平成28年学則第 1 号）

（データサイエンス研究科の入学の資格）

第21条の 2 データサイエンス研究科の修士課程に入学することのできる者は、法第 102 条第 1 項本文及び施行規則第 155 条第 1 項の規定により、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、データサイエンス研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めた者
- (10) データサイエンス研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

（この条追加 令和6年学則第6号）

（出願手続）

第22条 入学又は進学を志願する者は、指定の入学又は進学の願書及びその他の書類を、所定の期間内に提出しなければならない。

(選考)

第23条 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適正な体制を整えて行うものとする。

2 入学又は進学の志願者に対しては、その志願する課程を修めるため必要な学力、人物及び身体について選考の上、入学又は進学を許可する。

(一部改正 平成24年学則第1号)

(転入学及び再入学)

第24条 他の大学の大学院学生の転入学若しくは大学院を退学した者の再入学については、大学学則の規定を準用する。

(入学又は進学の手続)

第25条 入学又は進学を許可された者は、別に学長が定めるところにより、入学又は進学の手続を行わなければならない。

2 前項の手続を怠った者には、入学を取り消すことができる。

(休学)

第26条 学長は、疾病その他の理由により3月以上修学を休止しようとする者に対し、その申出により1年以内の期間休学を許可することができる。ただし、疾病を理由に修学の休止を申し出る者については、医師の診断書を提出させるものとする。

2 学長は、前項の例により、1年を超えない範囲内で、前項の期間又はこの項の規定により延長された期間の延長を許可することができる。

3 休学期間は、医学研究科にあつては修士課程は通算して2年、博士課程は通算して4年、他研究科の前期課程にあつては通算して2年、後期課程は通算して3年、薬学研究科の博士課程医療機能薬学専攻にあつては4年、データサイエンス研究科の修士課程にあつては通算して2年を超えることができない。ただし、学長が教授会の議を経たうえで特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

(一部改正 平成19年

学則第4号、平成20年学則第2号、平成23年学則第8号、令和6年学則第6号)

(転学、退学及び除籍)

第27条 転学、退学及び除籍については、大学学則の規定を準用する。

(専攻の変更)

第28条 専攻の変更は、原則として認めない。ただし、特別の事情がある者に限り、許可することができる。

- 2 前項の規定により、専攻を変更した後の修業年限は、教授会の議を経て、既に履修した専攻の授業科目及び研究指導の内容により、研究科長が認定する。

(一部改正 平成27年学則第2号)

(他の研究科における授業科目の履修等)

第28条の2 学生は、所属する研究科以外の研究科の授業科目を履修することができる。この場合において、学生は、関係する研究科長の承認を受けなければならない。

(一部改正 平成19年学則第1号)

(他の大学院等における授業科目の履修等)

第29条 学長は、学生が他の大学の大学院（外国の他の大学の大学院を含む。以下「他の大学院等」という。）の授業科目を履修し単位を修得することが教育上有益と認めるときは、当該他の大学院等との協議又は協定に基づき、これを許可することができる。

- 2 前項の規定により修得した単位については、10単位を超えない範囲で大学院において修得したものとみなすことができる。
- 3 第1項の許可及び前項の単位の認定については、教授会の議を経て行う。
- 4 第1項の規定による他の大学院等における修学の期間は、第9条に規定する在学年数に算入する。

(入学前の既修得単位の認定)

第29条の2 学生が入学する前に大学院又は他の大学院等にて履修した授業科目における既修得単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）について教育上有益と認める場合には、教授会の議を経て入学後の大学院において修得したものとみなすことができる。ただし、第24条で準用する大学学則第20条第1項の規定により入学した者については、この限りではない。

- 2 前項の単位の認定は、前条第2項の規定により認定することのできる単位と合わせて10単位を超えることはできない。

- 3 第1項本文の規定により、単位の認定を受けた場合であっても、第8条に規定する標準修業年限の短縮は行わない。

(一部改正 平成20年学則第2号、平成21年学則第2号)

(他の大学院等における研究指導)

第30条 学長は、学生が他の大学院等又は研究機関において研究指導を受けることが教育上有益と認めるときは、当該他の大学院等又は研究機関との協議又は協定に基づき、これを許可することができる。ただし、医学研究科の修士課程、他研究科の前期課程又はデータサイエンス研究科の修士課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

- 2 前項の規定により学生が受けた研究指導は、教授会の議を経て、これを大学院において受けたものとみなすことができる。

- 3 第1項の許可については、教授会の議を行なう。

- 4 第1項の規定により他の大学院等又は研究機関において受けた研究指導の期間は、第9条に規定する在学年数に算入する。

(一部改正 平成19年学則第4号、平成20年学則第2号、令和6年学則6号)

第9章 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、大学院研究生、委託研修生、外国人学生及び外国人研究生

(特別聴講学生)

第31条 他の大学院等との協議又は協定に基づき、当該他の大学院等の学生で、大学院の授業科目を履修しようとするものがあるときは、学長は、教授会の議を経て、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(特別研究学生)

第32条 他の大学院等との協議又は協定に基づき、当該他の大学院等の学生で、大学院において研究指導を受けようとするものがあるときは、学長は、教授会の議を経て、特別研究学生として入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第33条 大学院の学生以外の者で、1又は複数の授業科目を履修し単位を修得しようとするものがあるときは、学長は、教授会の議を経て、大学院の学生の教育に支障が生じない範囲で、科目等履修生として入学を許可することが

できる。

(大学院研究生)

第34条 特定の事項について研究を願い出る者があるときは、学長は、教授会の選考の上、大学院研究生として入学を許可することができる。

2 大学院研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 医学研究科にあっては、第20条第2項各号のいずれかに該当する者

(1) の2 薬学研究科にあっては、第20条の2各号又は第21条第2項各号のいずれかに該当する者

(2) 他研究科（薬学研究科を除く。）にあっては、第21条第2項各号のいずれかに該当する者

(3) データサイエンス研究科にあっては、第21条の2各号のいずれかに該当する者

3 大学院研究生の入学時期は、学年の始めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

4 大学院研究生の在学期間は、1年以内とする。ただし、学長は、教授会の議を経て期間を延長することができる。

5 大学院研究生が所定の研究を終了したときは、その研究事項について証明書を交付することができる。

6 本条及び第44条に規定するもののほか、大学院研究生に関し必要な事項は、大学院の学生に関する規定を準用する。

(一

部改正 平成19年学則第4号、平成23年学則第8号、令和6年学則第6号)

(委託研修生)

第35条 公の機関又は団体等から、その所属職員につき研修題目を定めて研修を願い出たときは、選考の上、委託研修生としてこれを許可することができる。

(外国人学生)

第36条 外国人で入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人学生として入学を許可することができる。

2 外国人学生として入学することのできる者は、外国人であって次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 医学研究科の修士課程にあつては、第20条第1項第3号、第4号、第4号の2の2、第6号又は第7号のいずれかに該当する者。ただし、同項第4号の2の2に該当する者のうち、外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて同項第4号の2の指定を受けたものにおいて課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者を除く。

(1) の2 医学研究科の博士課程にあつては、第20条第2項第2号から第6号（第3号の2を除く。）までのいずれかに該当する者。ただし、同項第3号の3に該当する者のうち、外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて同項第3号の2の指定を受けたものにおいて課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者を除く。

(1) の3 薬学研究科の博士課程医療機能薬学専攻にあつては、第20条の2第2号から第7号まで（第4号を除く。）のいずれかに該当する者。ただし、同条第4号の2に該当する者のうち、外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて同条第4号の指定を受けたものにおいて課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者を除く。

(2) 他研究科の前期課程にあつては、第21条第1項第3号、第4号、第4号の2の2、第6号又は第7号のいずれかに該当する者。ただし、同項第4号の2の2に該当する者のうち、外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて同項第4号の2の指定を受けたものにおいて課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者を除く。

(3) 他研究科の後期課程にあつては、第21条第2項第2号から第5号までのいずれかに該当する者

(4) データサイエンス研究科の修士課程にあつては、第21条の2第3号、第4号、第6号、第9号又は第10号のいずれかに該当する者。ただし、同条第6号に該当する者のうち、外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて同条第5号の指定を受けたものにおいて課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者を除く。

3 第8条から第16条まで、第18条、第19条、第22条、第24条から第28条まで、第38条から第40条まで、第47条及び第49条の規定は、外国人学生について準用する。

(一部改正 平成19年学則第3号及び第4号、平成20年学則第2号及び第5号、平成23年学則第8号、平成28年学則第1号、令和6年学則第6号)
(外国人研究生)

第37条 外国人で特定の事項について研究を願ひ出るものがあるときは、学長は、教授会の選考の上、外国人研究生として入学を許可することができる。

2 外国人研究生として入学することのできる者は、外国人であつて次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 医学研究科の修士課程にあつては、第20条第1項第3号、第4号、第4号の2の2、第6号又は第7号のいずれかに該当する者。ただし、同項第4号の2の2に該当する者のうち、外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて同項第4号の2の指定を受けたものにおいて課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者を除く。

(1) の2 医学研究科の博士課程にあつては、第20条第2項第2号から第6号(第3号の2を除く。)までのいずれかに該当する者。ただし、同項第3号の3に該当する者のうち、外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて同項第3号の2の指定を受けたものにおいて課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者を除く。

(1) の3 薬学研究科の博士課程医療機能薬学専攻にあつては、第20条の2第2号から第7号まで(第4号を除く。)のいずれかに該当する者。ただし、同条第4号の2に該当する者のうち、外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて同条第4号の指定を受けたものにおいて課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者を除く。

(2) 他研究科にあつては、第21条第1項第3号、第4号、第4号の2の2、第6号又は第7号のいずれかに該当する者。ただし、同項第4号の2の2に該当する者のうち、外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて同項第4号の2の指定を受けたものにおいて課程を修了するこ

とにより、学士の学位に相当する学位を授与された者を除く。

(3) データサイエンス研究科の修士課程にあっては、第21条の2第3号、第4号、第6号、第9号又は第10号のいずれかに該当する者。ただし、同条第6号に該当する者のうち、外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって同条第5号の指定を受けたものにおいて課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者を除く。

3 外国人研究生の入学時期は、学年の始めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

4 外国人研究生の在学期間は、1年以内とする。ただし、学長は、教授会の議を経て期間を延長することができる。

5 外国人研究生が所定の研究を終了したときは、その研究事項について証明書を交付することができる。

6 本条及び第46条に規定するもののほか、外国人研究生に関し必要な事項は、大学院の学生に関する規定を準用する。

(一部改正 平成19年学則第3号及び第4号、平成20年学則第2号、平成23年学則第8号、平成28年学則第1号、令和6年学則第6号)

第10章 入学検定料、進学検定料、入学料、授業料及び学位審査料

(入学検定料及び進学検定料)

第38条 入学又は進学を志願する者は、所定の期間内に入学検定料又は進学検定料30,000円を納付しなければならない。

(一部改正 平成23年学則第2号)

(入学料)

第39条 入学料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とし、所定の期日までに納付しなければならない。

(1) 名古屋市住民等（入学の日において同日前から引き続き1年以上の期間名古屋市内に住所を有していた者及びその配偶者若しくは1親等の親族又はこれらに準ずる者と学長が認める者が入学の日において同日前から引き続き1年以上の期間名古屋市内に住所を有していた場合におけるその者をいう。以下同じ。） 232,000円

(2) 名古屋市住民等以外の者 332,000 円

(一部改正 平成20年学則第5号、平成23年学則第2号)

(入学検定料、進学検定料及び入学料の減免)

第40条 災害により入学検定料、進学検定料及び入学料の納付が著しく困難である者のうち、理事長が特に必要があると認める者には、入学検定料、進学検定料及び入学料の全部又は一部を免除することができる。

2 前項に定めるもののほか、入学検定料、進学検定料及び入学料の減免に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(一部改正 令和2年学則第2号)

(入学検定料、進学検定料及び入学料の不還付)

第40条の2 既納の入学検定料、進学検定料及び入学料は、還付しない。

(この条追加 令和2年学則第2号)

(特別聴講学生の授業料等)

第41条 特別聴講学生として入学を志願する者は、入学願書その他の書類を提出し、入学検定料 9,800 円を納付しなければならない。

2 特別聴講学生として入学を許可された者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の入学料を所定の期日までに納付しなければならない。

(1) 名古屋市住民等 23,200円

(2) 名古屋市住民等以外の者 33,200円

3 特別聴講学生の授業料の額は、1 単位に相当する授業について14,800円とし、指定の期間内に納付しなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、理事長が必要と認めるときは、当該他の大学院等との協議又は協定に基づき授業料等を減免することができる。

(一部改正 平成20年学則第5号、平成23年学則第2号)

(特別研究学生の授業料等)

第42条 特別研究学生として入学を志願する者は、入学願書その他の書類を提出し、入学検定料 9,800 円を納付しなければならない。

2 特別研究学生として入学を許可された者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の入学料を所定の期日までに納付しなければならない。

(1) 名古屋市住民等 69,600円

(2) 名古屋市住民等以外の者 99,600円

- 3 特別研究学生の授業料の額は、年額 356,400 円とし、指定の期間内に納付しなければならない。ただし、学年における在学許可期間が 1 年に満たない者に係る授業料の額は、その年額の12分の 1 に相当する額に当該学年における在学許可期間の月数を乗じて得た額とする。
- 4 前 3 項の規定にかかわらず、理事長が必要と認めるときは、当該他の大学院等との協議又は協定に基づき授業料等を減免することができる。

(一部改正 平成20年学則第 5 号、平成23年学則第 2 号)

(科目等履修生の授業料等)

第43条 科目等履修生として入学を志願する者は、入学願書その他の書類を提出し、入学検定料 9,800 円を納付しなければならない。

- 2 科目等履修生として入学を許可された者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の入学料を所定の期日までに納付しなければならない。

(1) 名古屋市住民等 23,200円

(2) 名古屋市住民等以外の者 33,200円

- 3 科目等履修生の授業料の額は、1 単位に相当する授業について14,800円とし、指定の期間内に納付しなければならない。

- 4 名古屋市立大学の学部生である者については、前 3 項に規定する金銭の納付を免除することができる。

(一部改正 平成20年学則第 5 号、平成21年学則第 2 号、平成23年学則第 2 号)

(大学院研究生の授業料等)

第44条 大学院研究生として入学を志願する者は、入学願書その他の書類を提出し、入学検定料 9,800 円を納付しなければならない。

- 2 大学院研究生として入学を許可された者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の入学料を所定の期日までに納付しなければならない。

(1) 名古屋市住民等 69,600円

(2) 名古屋市住民等以外の者 99,600円

- 3 大学院研究生の授業料の額は、年額 356,400 円とし、指定の期間内に納付しなければならない。ただし、学年における在学許可期間が 1 年に満たない者に係る授業料の額は、その年額の12分の 1 に相当する額に当該学年におけ

る在学許可期間の月数を乗じて得た額とする。

(一部改正 平成20年学則第5号、平成23年学則第2号)

(委託研修生の授業料等)

第45条 委託研修生として入学を志願する者は、入学願書その他の書類を提出し、入学検定料 9,800 円を納付しなければならない。

2 委託研修生として入学を許可された者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の入学料を所定の期日までに納付しなければならない。

(1) 名古屋市住民等 69,600円

(2) 名古屋市住民等以外の者 99,600円

3 委託研修生の研修のための授業料の額は、年額 356,400 円とし、指定の期間内に納付しなければならない。ただし、学年における研修許可期間が1年に満たない者に係る授業料の額は、その年額の12分の1に相当する額に当該学年における研修許可期間の月数を乗じて得た額とする。

(一部改正 平成20年学則第5号、平成23年学則第2号)

(外国人研究生の授業料等)

第46条 外国人研究生の入学出願手続、入学検定料、入学料及び授業料については、第44条の規定を準用する。

(授業料)

第47条 授業料の額は、年額 535,800 円とし、その納付時期及び前期の末日までに修了等する場合等については、大学学則の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、第11条の2第1項の規定の適用を受ける学生の授業料の年額及びその納付時期等については、理事長が別に定める。

(一部改正 平成18年学則第4号、平成23年学則第2号、令和2年学則第2号)

(授業料の減免)

第47条の2 経済的理由又は災害により授業料の納付が著しく困難であり、かつ、学業優秀と認められる者のうち、理事長が特に必要があると認める者には、授業料の全部又は一部を免除することができる。

2 1学期を通じて休学を許可された者には、前条第1項に定める額の2分の1に相当する額を免除する。ただし、休学中の者が学期の途中で復学したときは、当該学期に納付すべき授業料の額を納付しなければならない。

- 3 前2項に定めるもののほか、授業料の減免に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(この条追加 令和2年学則第2号)

(授業料の減免)

第47条の3 既納の授業料は、還付しない。

(この条追加 令和2年学則第2号)

(学位審査料)

第48条 第17条の規定により、学位の申請をする者は、学位審査料として

36,000円を学位申請書に添えて納付しなければならない。

- 2 所定の授業科目の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた後大学院を退学した者が、その退学後1年以内に学位論文を提出したときは、その学位審査料を免除する。
- 3 災害により学位審査料の納付が著しく困難である者のうち、理事長が特に必要があると認めるものには、学位審査料の全部又は一部を免除することができる。
- 4 前項に定めるもののほか、同項の学位審査料の減免に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第11章 賞罰

(賞罰)

第49条 賞罰については、大学学則の規定を準用する。

第12章 補則

(その他)

第50条 この学則の施行について必要な事項は、学長が定める。

- 2 この学則に定めるもののほか、大学院に関し必要な事項は、大学学則の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（旧学則の規定に基づく処分又は手続の効力）

2 施行日前に名古屋市立大学病院条例施行細則等を廃止する規則（平成18年名古屋市規則第105号）の規定による廃止前の名古屋市立大学大学院学則（昭和36年名古屋市規則第29号。以下「旧学則」という）又は旧学則に基づく規程の規定によってした処分、手続その他の行為でこの学則又はこの学則に基づく規程に相当の規定があるものは、この学則又はこの学則に基づく規程の相当の規定によってしたものとみなす。

（その他の経過措置の法人の規程への委任）

3 この附則に規定するもののほか、この学則の施行に伴い必要な経過措置は、法人の規程で定める。

附 則（平成18年公立大学法人名古屋市立大学学則第4号）

1 この学則は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、次項の規定は、発布の日から施行する。

2 前項の規定に係らず、長期履修に係る手続は、施行日前に行なうことができる。

附 則（平成19年公立大学法人名古屋市立大学学則第1号）

1 この学則は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、次項の規定は、発布の日から施行する。

2 前項の規定に係らず、他の研究科における授業科目の履修に係る手続は、施行日前に行なうことができる。

附 則（平成19年公立大学法人名古屋市立大学学則第3号）

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、発布の日から施行する。

2 学生を入学又は進学させるために必要な手続は、この学則の施行前においても行うことができる。

附 則（平成19年公立大学法人名古屋市立大学学則第4号）

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、発布の日から施行する。

2 学生を入学させるために必要な手続は、この学則の施行前においても行う

ことができる。

- 3 この学則による改正後の名古屋市立大学大学院学則（以下「改正後学則」という。）第6条第3号及び第7条の規定は、平成20年度以後に経済学研究科に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生に係る専攻について適用し、平成19年度以前に入学した学生に係る専攻については、なお従前の例による。
- 4 平成20年度以後に転入学等する学生に係る専攻については、改正後学則第6条第3号及び第7条の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学生の例による。

附 則（平成20年公立大学法人名古屋市立大学学則第2号）

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、発布の日から施行する。
- 2 学生を入学させるために必要な手続は、この学則の施行前においても行うことができる。
- 3 この学則による改正後の名古屋市立大学大学院学則（以下「改正後学則」という。）第6条の規定は、平成20年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生に係る専攻について適用し、平成19年度以前に入学した学生に係る専攻については、なお従前の例による。
- 4 平成20年度以後に転入学等する学生に係る専攻については、改正後学則第6条の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学生の例による。
- 5 改正後学則第7条の規定は、平成20年度以後に入学する学生について適用する。この場合において平成20年度の医学研究科医科学専攻及び看護学研究科看護学専攻前期課程の収容定員は、同条の規定にかかわらず、それぞれ10人、36人とする。

附 則（平成20年公立大学法人名古屋市立大学学則第3号）

この学則は、発布の日から施行する。

附 則（平成20年公立大学法人名古屋市立大学学則第5号）

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年公立大学法人名古屋市立大学学則第2号）

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年公立大学法人名古屋市立大学学則第5号）

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の名古屋市立大学大学院学則（以下「改正後学則」という。）第7条の規定は、平成22年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成21年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。
- 3 平成22年度以後に転入学等する学生については、改正後学則第7条の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学生の例による。

附 則（平成21年公立大学法人名古屋市立大学学則第7号）

この学則は、発布の日から施行する。

附 則（平成23年公立大学法人名古屋市立大学学則第2号）

この学則は、発布の日から施行する。

附 則（平成23年公立大学法人名古屋市立大学学則第4号）

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、発布の日から施行する。
- 2 学生を入学又は進学させるために必要な手続は、この学則の施行前においても行うことができる。

附 則（平成23年公立大学法人名古屋市立大学学則第5号）

この学則は、発布の日から施行する。

附 則（平成23年公立大学法人名古屋市立大学学則第7号）

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成23年公立大学法人名古屋市立大学学則第8号）

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の名古屋市立大学大学院学則（以下「改正後学則」という。）第3条第2項及び第7条の規定は、平成24年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成23年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。
- 3 平成24年度以後に転入学等する学生については、改正後学則第7条の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学生の例による。

附 則（平成24年公立大学法人名古屋市立大学学則第1号）

この学則は、発布の日から施行する。

附 則（平成24年公立大学法人名古屋市立大学学則第3号）

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、発布の日から施行する。
- 2 学生を入学又は進学させるために必要な手続は、この学則の施行前においても行うことができる。

附 則（平成26年公立大学法人名古屋市立大学学則第2号）

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年公立大学法人名古屋市立大学学則第3号）

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、発布の日から施行する。
- 2 学生を入学させるために必要な手続は、この学則の施行前においても行うことができる。
- 3 この学則による改正後の名古屋市立大学大学院学則第6条第6号及び第7条の規定は、平成27年度以後にシステム自然科学研究科に入学する学生に係る専攻について適用し、平成26年度以前に入学した学生に係る専攻については、なお従前の例による。

（一部改正 平成27年学則第2号）

附 則（平成27年公立大学法人名古屋市立大学学則第2号）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
（名古屋市立大学大学院学則の一部を改正する学則の一部改正）
- 2 名古屋市立大学大学院学則の一部を改正する学則（平成26年公立大学法人名古屋市立大学達第3号）の一部を次のように改正する。

（次のよう 略）

附 則（平成28年公立大学法人名古屋市立大学学則第1号）

この学則は、発布の日から施行する。

附 則（平成29年公立大学法人名古屋市立大学学則第1号）

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年公立大学法人名古屋市立大学学則第2号）

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、発布の日から施行する。
- 2 学生を入学又は進学させるために必要な手続は、この学則の施行前においても行うことができる。

附 則（平成31年公立大学法人名古屋市立大学学則第2号）

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年公立大学法人名古屋市立大学学則第2号）

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、発布の日から施行する。
- 2 学生を入学させるために必要な手続は、この学則の施行前においても行うことができる。
- 3 この学則による改正後の名古屋市立大学大学院学則（以下「改正後学則」という。）第6条第6号及び第7条の規定は、令和2年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生に係る研究科について適用し、平成31年度以前に入学した学生に係る研究科については、なお従前の例による。
- 4 令和2年度以後に転入学等する学生に係る研究科については、改正後学則第6条の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学生の例による。

附 則（令和2年公立大学法人名古屋市立大学学則第2号）

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、発布の日から、第7条の改正規定は令和3年4月1日から施行する。
- 2 学生を入学又は進学させるために必要な手続は、この学則による改正後の名古屋市立大学大学院学則（以下「改正後学則」という。）の施行前においても行うことができる。
- 3 改正後学則第7条の規定にかかわらず、令和3年度の薬学研究科前期課程創薬生命科学専攻の収容定員は89とする。

附 則（令和3年公立大学法人名古屋市立大学学則第1号）

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、発布の日から施行する。
- 2 学生を入学又は進学させるために必要な手続は、この学則による改正後の名古屋市立大学大学院学則（以下「改正後学則」という。）の施行前におい

でも行うことができる。

- 3 改正後学則第7条の規定にかかわらず、令和4年度の理学研究科前期課程理学情報専攻の収容定員は40とする。

附 則（令和4年公立大学法人名古屋市立大学学則第6号）

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、発布の日から施行する。
- 2 学生を入学又は進学させるために必要な手続は、この学則による改正後の名古屋市立大学大学院学則（以下「改正後学則」という。）の施行前においても行うことができる。
- 3 改正後学則第7条の規定にかかわらず、令和5年度から令和7年度までの医学研究科博士課程の収容定員は、次表に定めるとおりとする。

専攻	令和5年度	令和6年度	令和7年度
生体機能・構造医学専攻	77	94	111
生体情報・機能制御医学専攻	73	86	99
生体防御・総合医学専攻	86	100	114
予防・社会医学専攻	20	24	28

附 則（令和5年公立大学法人名古屋市立大学学則第2号）

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年公立大学法人名古屋市立大学学則第3号）

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、発布の日から施行する。
- 2 学生を入学又は進学させるために必要な手続は、この学則の施行前においても行うことができる。
- 3 この学則による改正後の名古屋市立大学大学院学則第7条の規定にかかわらず、令和6年度及び令和7年度の理学研究科後期課程理学情報専攻の収容定員は、次表に定めるとおりとする。

年度	令和6年度	令和7年度
収容定員	17	19

附 則（令和6年公立大学法人名古屋市立大学学則第2号）

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、発

布の日から施行する。

- 2 学生を入学又は進学させるために必要な手続は、この学則の施行前においても行うことができる。
- 3 この学則による改正後の名古屋市立大学大学院学則第7条の規定にかかわらず、令和6年度の医学研究科修士課程医科学専攻の収容定員は30とする。

附 則（令和6年公立大学法人名古屋市立大学学則第6号）

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、発布の日から施行する。
- 2 学生を入学させるために必要な手続は、この学則の施行前においても行うことができる。
- 3 この学則による改正後の名古屋市立大学大学院学則第7条の規定にかかわらず、令和7年度のデータサイエンス研究科の修士課程の収容定員は15とする。

附 則（令和7年公立大学法人名古屋市立大学学則第3号）

- 1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、発布の日から施行する。
- 2 学生を入学又は進学させるために必要な手続は、この学則の施行前においても行うことができる。
- 3 この学則による改正後の名古屋市立大学大学院学則第7条の規定にかかわらず、令和8年度の間人文化研究科前期課程人間文化専攻の収容定員は、80とする。